

認定ポイント対象研修申請に関する要項

1. 認定ポイント対象研修に関する審査は、「研修を開催する団体に関する審査」およびその団体が開催する「研修に関する審査」の2段階構成である。両審査とも基準を満たした場合、認定ポイント対象研修として認める。

研修に対して認定番号を付与する運用であり、過去に団体に関する審査で承認を得ている場合でも、研修毎の申請が必要である。

※本制度への移行については、「8. 移行措置と認定番号」をご参照ください

2. 団体に関する認定基準

- 1) 会則・規約がある
- 2) 医療専門職が代表者である
- 3) 会員資格に看護職が含まれる
- 4) 日本腎不全看護学会会員が申請者である

3. 研修に関する認定基準

- 1) 慢性腎臓病の療養指導に関わる内容を主とする
- 2) 慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN）にふさわしい水準を保っている
- 3) 参加資格に看護職が含まれる
- 4) 研修の参加者に対し、受講終了後に参加証が発行される（※1）
ただし、研修時間の4/5時間以上の参加を必要とする
- 5) 研修の開催形態は主催に限る（※2）
- 6) 営利目的ではない（※3）

※1

参加証には、下記項目を記載すること

- ・研修名
- ・開催年月日
- ・参加者氏名
- ・認定番号
- ・認定ポイント
- ・研修主催団体
- ・研修主催団体の押印

※2

- ・営利企業主催の研修は認定対象外です（共催可）。営利企業主催の場合は、「認定ポイント対象企業主催研修申請に関する要項」をご覧ください。

※3

- ・営利企業担当者の担当時間は、研修時間とみなしません。

4. 申請方法

- 1) 認定ポイント対象研修申請システムから以下の書類を提出する。
 - ・団体に関する資料（会則または規約、代表者や会員資格がわかるもの）
 - ・研修の概要（研修の内容がわかるもの）
- 2) 団体に関する認定基準4) のとおり、日本腎不全看護学会会員が申請者となる。
- 3) 審査料として 1,100 円（税込）を納付する。

5. 申請期限

研修開催日の 1 ヶ月前まで

6. 審査方法

申請書類をもとに、認定委員会にて審査を行う。

7. 審査結果の通知

日本腎不全看護学会事務局を通じて、申請担当者あてに審査結果を通知する。

8. 移行措置と認定番号

本制度への移行に伴い、下記措置を適用する。

- 1) 前制度での認定期間が 2023 年 3 月まで
開催日が 2023 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。
- 2) 前制度での認定期間が 2024 年 3 月まで
開催日が 2024 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。

2022 年 11 月 20 日 施行

以上